

3 区域の操業制限 次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあって、下欄に掲げる制限を設ける。	紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
2 網目の制限 さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。	伊予灘	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線
安芸灘	次に掲げる海域一及び二を合わせた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 イ 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 ウ 愛媛県松山市白石ノ鼻と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 エ 愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線 オ 愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線 カ 愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線 キ 愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線 ク 愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線 ケ 山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点(以下「基点ア」という)と同県柳井市平郡島嶺を結んだ線 コ 同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線 二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域 コ 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域 一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線 二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線 四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線	次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域 一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線 二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線 三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線

4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までとする。 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第三十八号 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。 令和三年三月二十四日 瀬戸内海広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示 1 定義	大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止(ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)	毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで(ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止	毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止	さわらを目的とした操業の禁止

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。
 ア 漁業者が漁業を営む場合
 イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合
 ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合
 (2) 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五百五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する瀬戸内海をいう。
 (3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。
 (4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

2 へんまへん(小型魚)の採捕の制限
遊漁者は、瀬戸内海においてへんまへん(小型魚)を採捕してはならない。へんまへん(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。

3 へんまへん(大型魚)の採捕実績の報告
遊漁者は、瀬戸内海においてへんまへん(大型魚)を採捕した場合には、採捕したへんまへん(大型魚)を陸揚げした日から十日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理課管理課調整課公益・遊漁室に報告しなければならない。

- (1) 採捕した者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス
- (2) 採捕したへんまへん(大型魚)の尾数及び総重量
- (3) 採捕したへんまへん(大型魚)を陸揚げした日
- (4) 採捕した海域
- 4 指示の有効期間
- 5 この指示の有効期間は、令和三年六月一日から令和四年五月三十一日までとする。

公 告

選 聘 野

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

令和3年(家)第7058号

川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
申立人 社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
本籍神奈川県川崎市幸区中幸町1丁目54番地、最後の住所川崎市幸区中幸町1丁目54番地、死亡の場所神奈川県横浜市区鶴見区、死亡年月日令和2年2月23日、出生の場所神奈川県横浜市区鶴見区、出生年月日昭和17年12月8日、職業無職
被相続人 亡 櫻田 澄彦
事務所川崎市川崎区東田町8番地パルール三井ビルディング11階1101号室 川崎ひかり法律事務所
相続財産管理人 弁護士 楠田 真司
横浜家庭裁判所川崎支部
令和3年(家)第5021号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

令和3年(家)第3058号

東京都新宿区水道町3番1号
申立人 株式会社住宅権利管理回収機構
本籍神奈川県足柄上郡松田町寄6134番地、最後の住所神奈川県秦野市曾屋4709番地の1ゾウゾビア秦野503号、死亡の場所神奈川県伊勢原市、死亡年月日令和2年1月26日、出生の場所神奈川県足柄上郡松田町、出生年月日昭和31年4月10日、職業不詳
被相続人 亡 飯塚 照夫
事務所神奈川県小田原市浜町1丁目2番24号 平井ビル5階 まちかど法律事務所
相続財産管理人 弁護士 井田 治子
横浜家庭裁判所小田原支部
令和3年(家)第5036号
福井市四ツ井1丁目6番3号
申立人 野村 直之
本籍福井県福井市六日市町第1号2番地、最後の住所福井市志比呂3丁目7番4号、死亡の場所福井県福井市、死亡年月日令和2年8月25日、出生の場所福井県福井市、出生年月日昭和18年3月15日、職業無職
被相続人 亡 増川 美恵子
事務所福井市春山1丁目1番14号 福井新聞さくら通りビル1階 ひだまり法律事務所
相続財産管理人 弁護士 市川 徹
福井家庭裁判所
令和3年(家)第2034号
愛知県豊川市諏訪1丁目1番地
申立人 豊川市長 竹本 幸夫
本籍愛知県豊川市為当町椎木220番地、最後の住所愛知県豊川市為当町椎木220番地、死亡の場所愛知県豊川市、死亡年月日令和2年3月7日、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和20年7月5日、職業無職
被相続人 亡 高柳 勝次
事務所愛知県豊橋市白河町61番地 ターニナルテラザ801号 弁護士 足立陽一郎
相続財産管理人 名古屋家庭裁判所豊橋支部
令和3年(家)第486号
三重県志摩市阿児町志島426番地1
申立人 西之濱友明
本籍三重県志摩市阿児町志島129番地、最後の住所三重県志摩市阿児町志島426番地1、死亡の場所三重県志摩市、死亡年月日令和2年5月29日、出生の場所三重県志摩郡志島村、出生年月日昭和4年11月17日、職業無職
被相続人 亡 西之濱謙弥
事務所三重県伊勢市本町2番6号山雄ビル3階伊勢度会法律事務所
相続財産管理人 弁護士 大西 法
津家庭裁判所伊勢支部
令和3年(家)第70317号
東京都千代田区丸の内1丁目1番2号
申立人 株式会社三井住友銀行
本籍大阪府大阪市中央区高津3丁目20番地1、最後の住所大阪府東大阪市小阪3丁目4番B-607号、死亡の場所大阪府東大阪市、死亡年月日令和元年8月19日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和27年4月17日、職業無職
被相続人 亡 宮田 繁
事務所大阪府西区江戸堀1-2-11大同生命南館11階
相続財産管理人 弁護士 根岸 治
大阪家庭裁判所
令和3年(家)第2029号
大阪府大阪市尾崎町35番地の1
申立人 阪南市長 水野 謙二
本籍大阪府阪南市貝掛1338番地、最後の住所大阪府阪南市箱作307番地の7 2号、死亡の場所大阪府阪南市、死亡年月日平成31年4月11日頃、出生の場所大阪府泉南郡下柱村、出生年月日昭和25年7月27日、職業無職
被相続人 亡 奥 勇
事務所大阪中央区道修町1-6-7北浜MIDビル11階
相続財産管理人 弁護士 髭野 清平
大阪家庭裁判所岸和田支部
令和3年(家)第30016号
愛知県知多市旭桃台207番地
申立人 神谷 雅幸
本籍神戸市垂水区泉が丘5丁目1402番地、最後の住所兵庫県明石市朝霧台3776番地の15、死亡の場所兵庫県明石市、死亡年月日平成30年8月1日頃から10日頃までの間、出生の場所神戸市垂水区、出生年月日昭和27年11月23日、職業不詳
被相続人 亡 森 義文
事務所神戸市中央区多聞通2丁目4番4号ゾックローン神戸ビル西館6階A室 神戸香風法律事務所
相続財産管理人 弁護士 吉原 清英
神戸家庭裁判所明石支部
令和3年(家)第35号
鳥取県八頭郡八頭町那家664番地7
申立人 木村 吉亨
本籍鳥取県八頭郡若桜町大字高野762番地、最後の住所鳥取県八頭郡若桜町大字高野762番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日平成21年11月27日、出生の場所鳥取県八頭郡若桜町、出生年月日昭和27年3月27日、職業自営業
被相続人 亡 川上 敏彦
事務所鳥取県鳥取市西町5丁目160番地2
相続財産管理人 谷口 毅
鳥取家庭裁判所